

令和7年保険期間分

一生懸命農業を頑張っている農業者様へ

農業経営
を支える

収入保険

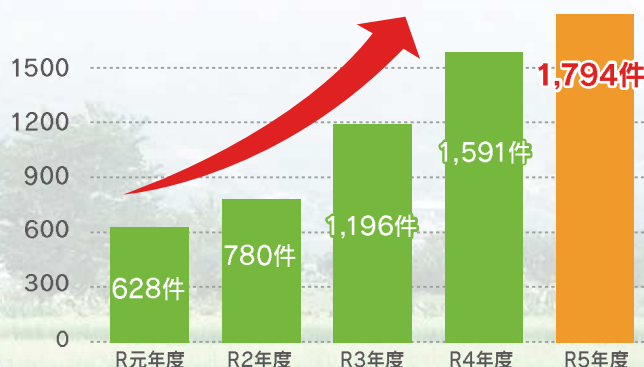
農業販売
収入
全体を
補償

平均収入の
9割を
下回ると
補償

様々な
リスクに
対応

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の**経営努力**では避けられない**農産物の収入減少が補償**の対象です！
様々なリスクをカバーしたい方は収入保険をオススメします！

佐賀県の収入保険加入経営体数



もしもの時に備えて
加入者が**増加**しています



「もしも」にそなえる。
あなたへのエール。

対象となる要因



自然災害や鳥獣害などで
収量が下がった



市場価格が下がった



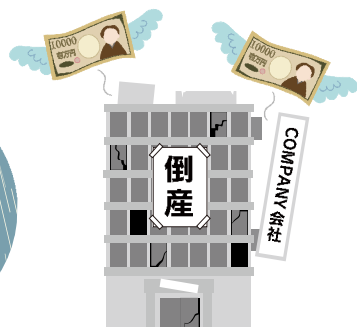
災害で
作付不能になった



けがや病気で
収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の
事故にあった



輸出したが
為替変動で大損した

保険金支払実績

514戸の加入者に**12億9百万円**を
お支払いしました!

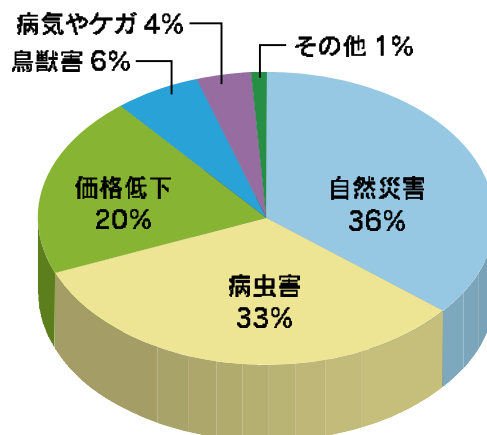


佐賀県において令和4年度加入者1,584経営体のうち、514経営体に12億9百万円の保険金をお支払いしました。

近年ではこれまでに経験がない自然災害が頻発し、保険金は**過去最高**の支払額となりました。

収入減少の主な要因としては、豪雨や台風などの自然災害、病虫害によるもので大きな打撃を受けました。

令和4年度加入者被害内訳



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。

- 保険期間開始前に加入申請を行います。加入申請時に、青色申告をされていれば加入できます。
- 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

対象収入

農業者が自ら生産し、販売したすべての農産物に係る収入の全体となります。

対象収入に含めるもの

- 畑作物直接支払交付金
- JA等からの精算金など

対象収入に含めないもの

- 他から仕入販売した売上高

〔基本的な品目の限定はありません〕 あらゆる農産物	穀物類			果実類(果実的野菜)		
	野菜類			花き類	蜂 蜜	きのこ類
簡易的な加工品	茶	葉タバコ	飼料用米の交付金	肉用牛	肉 豚	鶏 卵
	精 米	餅	梅干し	干 柿	牛 乳	酒

● 原則、農業者が自ら生産した農作物に簡易な加工を施したもの(単一の農産物・畜産物を使用しており、かつ、それぞれが加工品の原料の9割を占めるもの)。酒など高度な技術が必要なものは除く。

保険期間

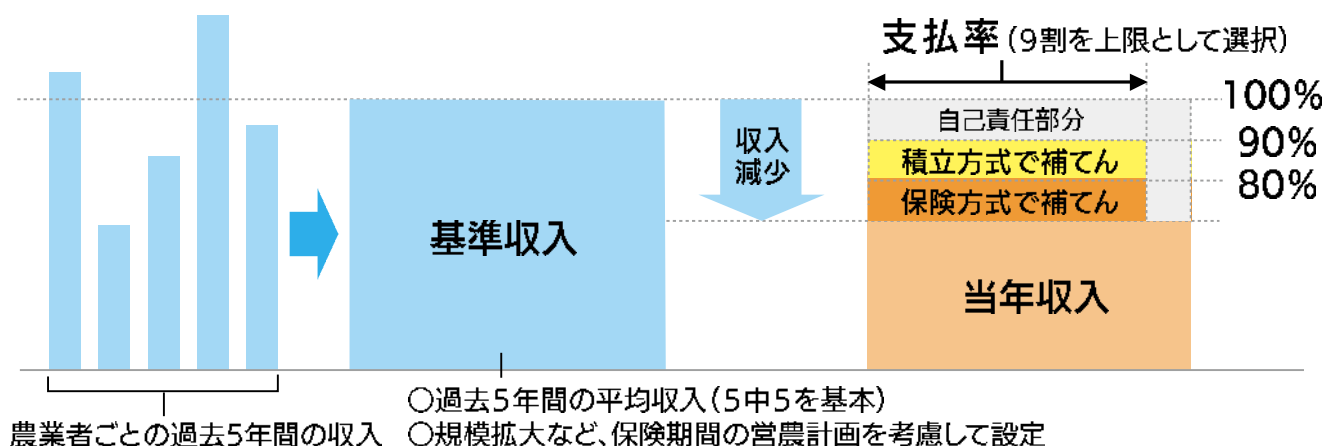
個人: **1月～12月** 法人: **事業年度の1年間** ※税の収入算定期間と同じです。

スケジュール(個人)

令和6年	令和7年	令和8年
新規加入申請 12月末 継続加入申請 11月末 保険料・積立金・事務費の納付	保険期間 (税の収入の算定期間)	(確定申告後) 保険金等の 請求・支払

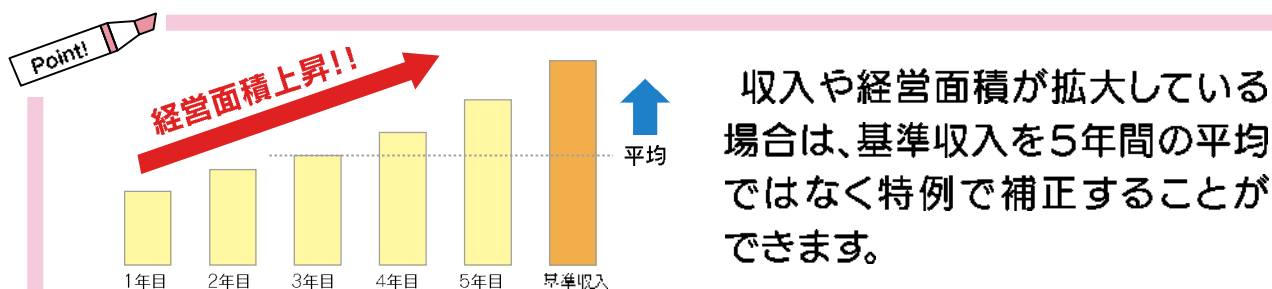
補てんの仕組み(基本タイプ)

直近5年分の農業販売収入をもとに基準収入金額を算定します。



積立部分は被害がなければ翌年に繰り越します。
また、解約された場合は、お返しいたします。
言ってみれば**預金**のようなものです。

保険料は自動車任意保険と同様に保険金の受け取りが無ければ、翌年の保険料は下がります。



加入者負担保険料等

単位:円

基準収入	保険料 ①	積立金 ②	事務費 ③	計 ①+②+③
100万円	10,782	22,500	6,282	39,564
500万円	53,910	112,500	13,410	179,820
1,000万円	107,820	225,000	22,320	355,140

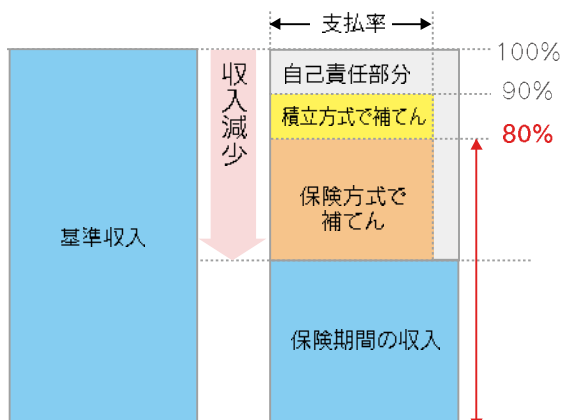
※保険料・積立金は分割支払も可能です。(最大9回)

- 積立金には75%・保険料および事務費には50%の国庫補助があります。
- 保険料等のお支払いは**口座振替**で行います。振替日は**毎月26日**となります。
- 振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に口座振替を行います。

保険料等		支払い回数
保険料		1、2、3、5、9回の中から選択
積立金	新たに積立方式に加入する場合	上記「保険料」と同じ
	継続して積立方式に加入する場合	1回 (前年の積立金との差額分を保険期間開始日の属する月から8ヶ月の間に精算)
事務費		1回

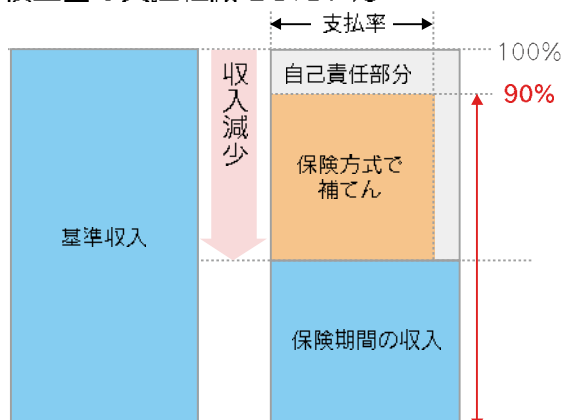
ニーズに合わせて補償内容が選択できます

① 基本タイプ



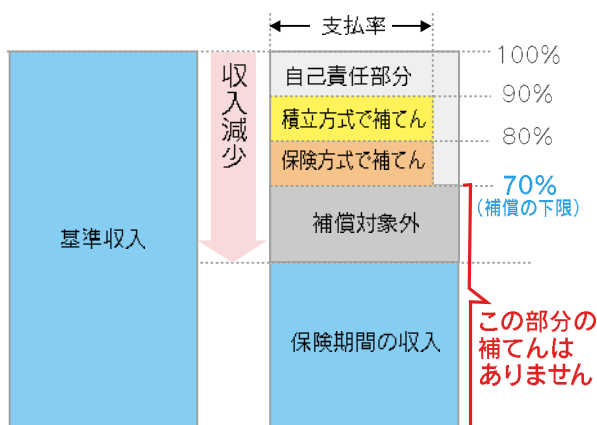
② 保険方式充実タイプ

積立金の負担軽減をしたい方



③ 下限ありタイプ

保険料の負担軽減をしたい方(下限70%)



基準収入金額が1,000万円の場合の保険料等試算

単位:円

	保険料	積立金	事務費	計
① 基本タイプ	107,820	225,000	22,320	355,140
② 保険方式充実タイプ	229,757	—	22,320	252,077
③ 下限ありタイプ	60,588	225,000	19,080	304,668

注)5年以上の青色申告実績がある方の場合

早期に加入できます

収入保険は保険料等を算定する際に、加入申請時には少なくとも1年以上の青色申告実績が必要でしたが、**新たに青色申告を開始する方**が早期に加入できるように令和6年分より青色申告(証明書類が必要)されていれば令和7年1月から加入できるようになりました。

	R6年1月	R7年1月	R8年1月
	青色申告開始		
収入保険	R5年まで	青色申告書類を提出8年から加入	補償開始
改正後	現行より1年早く加入できる	補償開始	

※税務署に提出された青色申告承認申請書類が必要です。

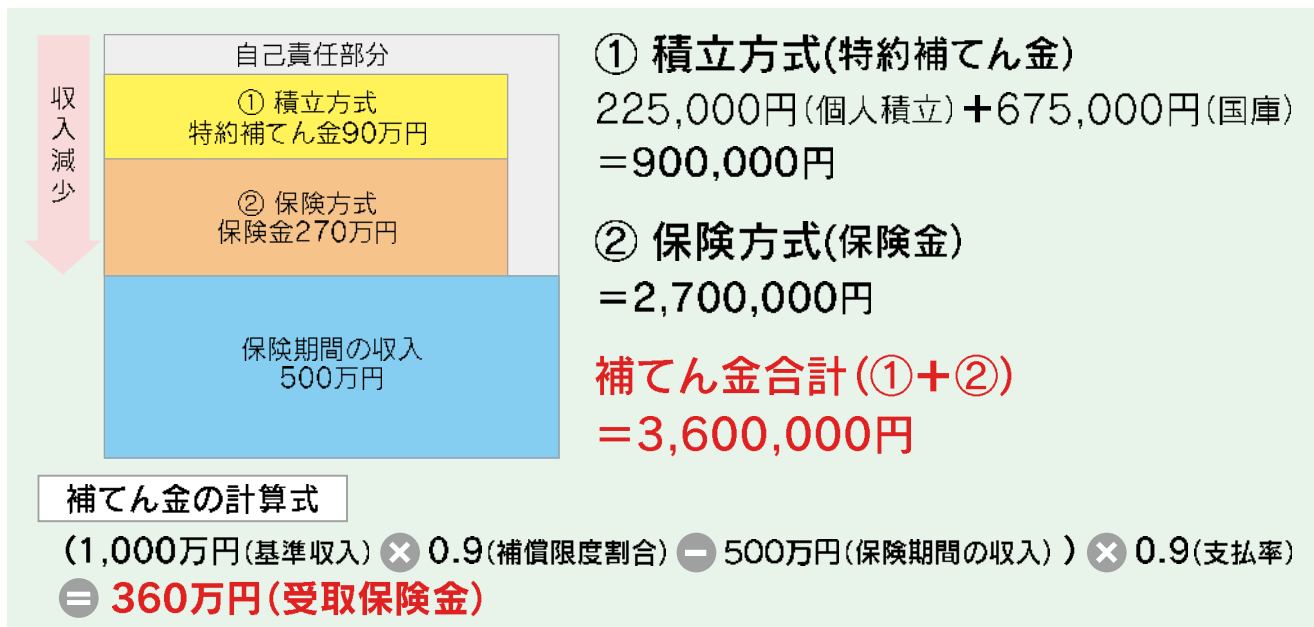
青色申告実績年数	最高補償限度
4年実績(加入申請時)	90%
3年実績(加入申請時)	88%
2年実績(加入申請時)	85%
1年実績(加入申請時)	80%
0年実績(加入申請時)	75%

加入申請時の**青色申告実績**年数に応じて補償限度が段階的に引き上げられます。

補てん金イメージ

保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回ったときに、支払い対象となります。

基準収入1,000万円、補償限度9割(保険方式8割(補償の下限なし)+積立方式1割)及び支払率9割を選択している加入者の販売収入が500万円の場合



補てん金額の試算表

収入減少の程度 (当年収入)	補てん金の合計			補てん金を含めた 当年年収(対基準収入)
	積立方式 (特約補てん金)	保険方式 (保険金)	合 計	
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)		90万円	180万円	880万円 (88%)
40% (600万円)		180万円	270万円	870万円 (87%)
50% (500万円)		270万円	360万円	860万円 (86%)
100% (0万円)		720万円	810万円	810万円 (81%)

無利子のつなぎ資金が受けられます!

- 収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後(青色申告の実績確定後)になりますが、保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合にNOSAI全国連から、無利子のつなぎ資金を受けることができます。

基準収入が1,000万円、最大補償で加入し、農産物の販売収入が当年収入の半減500万円となる場合

$$\underbrace{(1,000万円 \times 9割)}_{\text{最大補償金額}} - \underbrace{500万円}_{\text{当年見込み収入金額}} \times \underbrace{9割}_{\text{支払率}} = 360万円 \text{ (保険金受取見込額)}$$

$$\underbrace{360万円}_{\text{保険金見込み額}} \times \underbrace{8割}_{\text{つなぎ資金限度割合}} = 288万円 \text{ (つなぎ資金限度額 1万円未満切り捨て)}$$

保険金見込み額
つなぎ資金限度割合

※翌年の確定申告後、受取保険金部分とつなぎ資金部分を相殺します。受取保険金がつなぎ資金を下回った場合返還して頂きます。 ※当年の見込み収入金額は被害の状況から算出します。

◎つなぎ資金の貸し付け要件について

- 1) 事故発生通知により事故発生状況やつなぎ資金申請時現在の販売金額を加入品目ごとに確認させていただきます。
- 2) 基本的に保険料及び事務費の全額を納める必要があります。事故受付から審査等で約1～2ヶ月ほどかかります。
- 3) 病気やケガが原因の場合、医師の診断書が必要となります。

ご用意いただくのは

●所得税及び復興特別所得税の確定申告書

●所得税青色申告決算書(農業所得用)

●所得税青色申告決算書(収入金額の内訳)

個人の方は

直近4年分について上記3つの書類をご用意ください。**赤枠**で囲んだ部分を計算に使用します。

法人の方は

直近4事業年度分の

- ①法人税確定申告書__別表1
 - ②法人税確定申告書__別表4
 - ③損益計算書(販売金額が分かる書類)
- の3点をご用意下さい。

●雑収入の内訳がわかる書類

- ・麦、大豆の数量払い交付決定通知書
- ・集落営農組織からの数量払い交付金の通知
- ・JA支援システムによる構成員精算一覧表(申告用)など

●令和7年の品目ごとの作付面積の分かる書類 又は口頭での聞き取り

一般用の青色申告決算書で確定申告を行っている場合は
そちらでも構いません。



税務上の取り扱いとは？

保険料と事務費(付加保険料)は、必要経費として税金の控除に利用できます。
被害を受けて保険部分を受け取った場合は、保険期間の雑収入として処理します。
積立金は預け金として処理しますので、必要経費にはなりません。ただ、被害を受けて積立部分を受け取った場合には、雑収入として処理する必要はありませんが、国から支払われた分は雑収入となります。
※記帳の方法などご不明な場合はNOSAIでサポート致しますのでお問い合わせください。

各種割引があります

①自動継続特約

- 自動継続特約に申し込むと、毎年行っていた継続手続きが不要になり、更新忘れもなくなります。
 - 決算書などの必要書類は、確定申告後にまとめて提出すればよくなります。
 - 手続きも便利になり、さらに事務費が1,000円割引になります。ぜひご利用ください。
- ※加入申込時に自動継続申出書の提出が必要となります。

②オンライン申請

農林水産省の共通申請サービスからご自身のパソコン等で確定申告の書類提出や収入保険の加入申請手続きを行うことができ、最大4,500円の割引があります。



収入保険なら!

- 地域の平均や統計ではなく、「ご自身の実績」のみで補償が決まります!
- 農業者の収入を直接補償できます!

収入の金額にかかわらず
ご加入いただけますので、
**まずは保険料等を
試算してみませんか?**

収入保険に関する相談窓口

◎収入保険の補償内容など詳しいことは、
以下の相談窓口にお問い合わせください。

佐賀県農業共済組合

ホームページ <https://www.nosai-saga.or.jp>

■ 佐賀支所	TEL. 0952-45-0133
■ 三神支所	TEL. 0952-52-2964
■ 小城多久支所	TEL. 0952-66-0256
■ 東松浦支所	TEL. 0955-78-1877
■ 伊万里有田支所	TEL. 0955-23-2045
■ 杵島支所	TEL. 0952-84-6411
■ 鹿島藤津支所	TEL. 0954-62-2739
■ 本所	TEL. 0952-31-4171



◎NOSAI佐賀



◎NOSAI全国連
TEL.03-6265-4800



◎農林水産省 経営局 保険課
TEL.03-6744-7148